（識別番号等の通知）

第十七条　電子情報処理組織を使用して第十四条の規定による提出をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、書面等を受理したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。

3　書面等を提出した者は、提出した事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十一月二十九日）から施行する。

（準備行為）

2　不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第六条第一項及び第二項に規定する認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この命令の施行前においても、第二条から第四条までの規定の例により行うことができる。

様式第１（第２条及び第５条関係）

認定（認定の更新）申請書

年　月　日

主務大臣名　殿

住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名　㊞

産業標準化法第22条第２項（第23条第２項において準用する第22条第２項）の規定に基づき、下記のとおり産業標準作成機関の認定（認定の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

作成しようとする産業標準の案の範囲		
認定（認定の更新）を受けようとする産業標準作成機関	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地 （郵便番号）	
	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
役員の氏名及び役職名		
産業標準作成責任者	氏名及び役職名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

別紙書類一覧

○産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令第２条第２項

1　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（第１号）

2　産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していることを証する書類（第２号）

3　作成しようとする産業標準の案の一覧表（第３号）

4　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が産業標準化法第22条第３項第１号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類（第４号）

5　産業標準作成責任者の氏名及び略歴を記載した書類（第５号イ）

6　申請者が法人である場合であって、産業標準作成責任者が当該申請者の役員である場合においては、その旨を証する書類（第５号ロ）

7　申請者が法人である場合であって、第５号ロに該当しない場合においては、雇用契約書の写しその他申請者の産業標準作成責任者に対する使用関係を証する書類及び産業標準作成責任者が産業標準化法第22条第３項第１号イ及びロに該当しないことを証する書類（第５号ハ）

8　第３条第１号に規定する実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められることを証する書類（第５号ニ）

9　産業標準作成業務に従事する者（第５号イに掲げる者を除く。）の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類（第６号）

10　産業標準作成業務に従事する者が受講した第３条第３号に規定する講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに当該講習の内容及び時間を記した書類（当該講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者にあっては、その旨を証する書類）（第７号）

11　産業標準作成業務に関する組織図（第８号）

12　産業標準作成委員会の構成員の氏名、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載した書類（第９号）

13　第４条第３号及び第５号から第９号までの認定の基準に適合することを確保するための規程（第10号）

14　その他主務大臣が必要と認める書類（第11号）

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3　「作成しようとする産業標準の案の範囲」の欄は、別表に掲げる区分を記載すること。この場合において、別表に掲げる区分について、その範囲を限ることができる。

4　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号を記入すること。

5　「ホームページアドレス」の欄は、産業標準作成業務に関する公表を行うために用いるものを記入すること。

6　「作成しようとする産業標準の案の一覧表」は、「作成しようとする産業標準の案の範囲」の欄に記載した区分に応じ、産業標準の案の名称、産業標準化法第２条第１項各号の該当する号番号、主務大臣及び適用範囲（既存の日本産業規格であって、確認、改正又は廃止を申し出る場合には、ＪＩＳ番号、規格名称及び主務大臣）を一覧表にすること。

7　認定の更新において、既に主務大臣に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。